



林野火災注意報・警報の運用開始について



令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合火災予防条例を一部改正し、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始します。住民の皆さまには、林野火災の発生防止に向けたご理解とご協力をお願いいたします。

1 林野火災注意報・警報について

■ 林野火災注意報

林野火災の予防上、注意が必要な気象状況となった場合に発令します。

「林野火災注意報」が発令された場合は、火災予防条例に定める「火の使用制限」に従うよう努めなければなりません。（努力義務）

■ 林野火災警報

林野火災の予防上、特に危険な気象状況となった場合に発令します。

「林野火災警報」が発令された場合は、火災予防条例に定める「火の使用制限」に従わなければなりません。（罰則のある義務）

2 火の使用制限について

次の行為は、注意報では「控えること」、警報では「禁止」となります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大と認めて理事長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

3 発令基準について

■ 林野火災注意報

次の(1)または(2)のいずれかの条件に該当し、発令が必要と認められた場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除きます。